

# 雲南市門型標識長寿命化修繕計画

(雲南市公共施設等総合管理計画

に基づく個別施設計画)

雲南市

令和4年7月

(令和8年4月時点修正)

## 時点修正履歴

令和 8 年 4 月

- ・「門型標識点検・修繕計画一覧表」の時点修正
- ・上位計画 実施方針第 3 次策定に伴う「計画期間」の変更

## 目 次

|                   |    |
|-------------------|----|
| <b>1. はじめに</b>    |    |
| (1) 本計画の位置付け      | P1 |
| (2) 対象施設          | P2 |
| (3) 計画期間          | P2 |
| <b>2. 施設の現状</b>   |    |
| (1) 市内の門型標識等の施設数  | P3 |
| (2) 施設の完成年度       | P3 |
| (3) 定期点検          | P3 |
| (4) 詳細調査          | P4 |
| (5) 健全度評価方法       | P4 |
| (6) 健全度の状況        | P5 |
| <b>3. 老朽対策の実施</b> |    |
| (1) 維持管理水準        | P6 |
| (2) 対策の優先順位       | P6 |
| (3) 門型標識等修繕方針     | P6 |
| (4) 対策費用          | P6 |

## 1. はじめに

### (1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

島根県では、この基本計画に基づく「インフラ長寿命化計画」(以下、「行動計画」という。)として、平成27年9月に「公共施設等総合管理基本方針」が策定され、同県土木部において平成27年12月に公共土木施設(道路、河川など7分野14施設)の適切な維持管理を効率的かつ計画的に実施するための「島根県公共土木施設長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」という。)が策定されました。

本市でも国の基本計画の行動計画に位置づけられる「雲南市公共施設等総合管理計画」(以下、「雲南市行動計画」という。)を平成28年3月に策定しました。

この「雲南市門型標識長寿命化修繕計画」(以下、「本計画」という。)は、雲南市行動計画に基づく取組み体制の中の個別施設計画として、道路付属物のうち門型支柱(オーバーヘッド式)を有する大型の道路標識(以下、「門型標識」という。)における定期点検及び修繕の取組を実施するため具体的な対応方針を定めたものです。

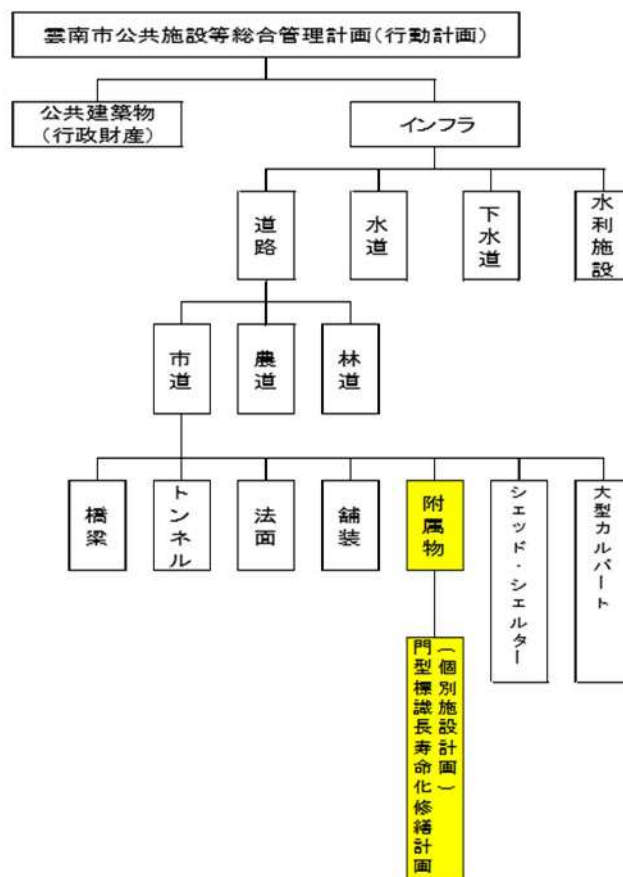


図1-1 個別施設計画体系図

(2) 対象施設

本計画の対象とする道路付属物は、雲南市が管理する門型標識とします。

(3) 計画期間

本計画は、令和 17 年度までの長期取組期間である雲南市行動計画（第 3 次実施方針）の一環として、短期的に取り組む事項を以下にまとめる。

ただし、門型標識の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

## 2. 施設の状況

### (1) 雲南市内の施設数

雲南市では、令和8年4月1日現在、3基の門型標識を管理しています。

表2-1 地域毎の施設数

| 地域 | 施設数 |
|----|-----|
| 加茂 | 1   |
| 木次 | 2   |
| 合計 | 3   |

### (2) 施設毎の状況

雲南市が管理する門型標識の施設毎の状況は、下表2-2のとおりです。

表2-2 施設毎の状況

(R8.4.1 現在)

| 路線番号   | 路線名            | 施設区分 | 完成年度   | 経過年数 |
|--------|----------------|------|--------|------|
| 210510 | 宇治三代線          | 道路標識 | 2022.3 | 4    |
| 330165 | 真金小谷線<br>(起点側) | 道路標識 | 2022.5 | 3    |
| 330165 | 真金小谷線<br>(終点側) | 道路標識 | 不明     | 不明   |

### (3) 定期点検

#### 1) 点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とします。

門型標識の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性を行ううえで必要な情報を得ることを目的とします。

#### 2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とします。なお、近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査等を含む非破壊検査技術等を適用します。

また、土中部等の部材については、周辺の状況などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行います。

(4) 詳細調査

点検の結果、変状原因や規模、進行可能性などが不明であり、調査を行わなければ健全性の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて健全性を判断します。

(5) 健全度評価方法

門型標識は、点検・調査の結果に基づき、部材単位の健全度の診断と施設毎の健全度診断を行います。

1) 部材単位の健全度の診断

部材単位の健全度は、下表 2-3 で区分する評価単位毎に、下表 2-4 に示す部材単位での判定区分に基づき診断します。

**表 2-3 判定の評価単位の標準**

|    |    |                |    |     |
|----|----|----------------|----|-----|
| 支柱 | 横梁 | 標識板又は<br>道路情報板 | 基礎 | その他 |
|----|----|----------------|----|-----|

**表 2-4 部材単位での判定区分**

| 区分  |        | 状態  |
|-----|--------|---|
| I   | 健全     | 構造物の機能に支障が出ていない状態                           |
| II  | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態  |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態            |
| IV  | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |

- 2) 施設毎の健全度の診断  
施設毎の健全度の総合診断は、下表 2-5 の判定区分により行います。

**表 2-5 施設毎の判定区分**

| 区分  |        | 状態  |
|-----|--------|---|
| I   | 健全     | 構造物の機能に支障が出ていない状態                           |
| II  | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態  |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態            |
| IV  | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |

### 3. 老朽対策の実施

#### (1) 維持管理水準

点検・調査の結果に基づいて診断された施設毎の健全度の判定区分により、措置（対策、監視等）を実施します。

表 3-1 施設毎の判定区分と修繕対象

| 区分  |        | 状態  |
|-----|--------|---|
| I   | 健全     | 構造物の機能に支障が出ていない状態                           |
| II  | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態  |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態            |
| IV  | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |

#### (2) 対策の優先順位

優先順位は、施設の健全度や第三者への影響度等から判断します。

点検・詳細調査・補修によって健全度のランクを変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

#### (3) 門型標識等修繕方針

- 1) 点検、診断結果に基づく判定区分に応じて対策を講じます。
- 2) 緊急対応の必要がある門型標識等（健全度IV）は、直ちに通行規制並びに応急対策を行ったうえで、本対策を行います。
- 3) 早期に措置を講じる必要のある施設（健全度III）は、早い段階で本対策を行います。
- 4) 対策方法は変状の状況を十分に把握し、その範囲・規模については、対策を満足する範囲で経済性を考慮し決定します。

#### (4) 対策費用

要対策施設の変状の程度、進行度合い等を考慮し、箇所毎に必要な修繕工事費の精査を行います。

前述の「(3) 門型標識修繕方針」に基づき、予算の平準化にも配慮しながら各年度の対策費用を決定します。

